令和８年度

清 掃 事 業 概 要



安城市環境部ごみ資源循環課

目　　次

ページ

1　安城市勢　・・・

９　予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（１）清掃事業費（歳出）の推移
（２）令和８年度当初予算（歳出）
（３）令和８年度当初予算における清掃事業費内訳

【資料】

１０　条例・規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
１１　令和８年度安城市一般廃棄物処理実施計画　・・・・・・・・・・・・・・・ 104
１２　安城市分別収集計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
１３　要綱・要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
１４　運用基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197

1　安城市勢

人　　口	187,252人　　（令和8年4月1日現在）
世 帯 数	81,241世帯　　（　　〃　　）
市　　域	面積86.05㎢　　南北13.7㎞　　東西10.6㎞
位　　置	東経137度4分49秒　　北緯34度57分31秒

安城市は、昭和27年5月5日に市制を施行し、県下13番目の市として誕生、令和4年に市制施行70周年を迎えました。農業都市として発展してきましたが、中部経済圏の中心、名古屋市の通勤圏内という地理的条件に恵まれ、昭和35年ごろから工場の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。

明治用水の豊かな水に育まれ、かつては「日本デンマーク」とうたわれ全国に名を広めました。今でもこの精神は受け継がれており、市内には田園風景が多く見られ、農作業の大型機械化、地域営農システムなど都市近郊型農業の先進地となっており、水稲、観葉植物、果樹などを栽培し、なかでもイチジクは有数の産地となっています。

工業では、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出により、令和3年には企業数は443、製造品出荷額は1兆9,204億円余で、出荷額の県内順位は第3位となりました。

商業では、人口の増加と交通網の整備に伴い大型店舗が進出し、令和2年の販売額は6,417億円余で、従来からの駅前商店街と郊外型の複合商業施設との共存をめざしています。

市制施行当時3万7千人余であった人口は、令和8年4月現在18万7千人余となり、農・工・商業のバランスのとれたまちとなっています。

平成9年に安城産業文化公園「デンパーク」を開園し「花のある心豊かな暮らし」を提案するとともに、平成10年に「地球にやさしい環境都市宣言」、平成12年にISO14001の認証取得、第7次総合計画（平成17年度～）では目指す都市像を「市民とともに育む環境首都・安城」としてごみ減量などに取り組み、第8次総合計画（平成28年度～）では取組の方向性をSDGsとも関連付け、一歩進んだ環境施策の展開を図ってきました。また、令和5年放送の大河ドラマ「どうする家康」を活用し、家康ゆかりの地である本市の魅力をＰＲするなどのシティプロモーションにも取り組みました。

第9次総合計画（令和6年度～）では、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」として、これまで引き継がれてきた豊かな環境を守り、限りある資源を未来につなぐまちづくりを進めます。

２　ごみ資源循環課の歩み

昭和32年　・保健課内の業務の一端として清掃業務を開始する。
昭和36年　・埋立場を安城町広畔地内に開設する。
昭和37年　・し尿の海洋投棄を開始する。
・碧海郡桜井町と一部事務組合を設立、名称を「碧海中部清掃施設組合」とする。
昭和38年　・し尿汲取条例を廃止し、市清掃条例を制定する。
・し尿汲取業者3業者に汚物取扱業許可を附す。
・し尿汲取手数料30ℓ当たり30円と設定する。(9月)
・塵芥収集車両は三輪トラックが主流となる。
昭和40年　・桜井町と共同の汚物処理場「安城衛生センター」が和泉町丁拝に完成、ごみ焼却施設（処理能力：30t/8h)、し尿処理施設（処理能力：80kℓ/日）を設置する。
・し尿汲取手数料を30ℓ当たり40円に改定。(4月)
昭和41年　・清掃法の改正により、し尿汲取業者三業者とし尿収集に関する委託契約を締結する。
・し尿海洋投棄処分を内陸処分に切替える。
・清掃事業所を安城町大山から安城町広畔に新築移転する。
昭和42年　・安城市と碧海郡桜井町が合併、一部事務組合を解消し、安城市衛生センターとする。
・塵芥収集車両は四輪トラック（蓋付）が主流となる。
昭和43年　・不燃物収集委託契約締結。(東海道線以北地域)
昭和44年　・機構改革により保健課清掃係から清掃課が独立する。
・し尿汲取手数料を36ℓ当たり65円に改定する。(11月)
・ごみ出し方法をポリ容器から紙袋方式に変更する。
昭和47年　・市清掃条例全面改正。
・安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び施行規則を制定。(6月)
・市全域の塵芥収集始まる。ステーション方式の開始。
・ごみ戦争勃発。
・塵芥収集車両はオープンダンプが主流となる。
昭和48年　・し尿収集業務を委託制から許可制に変更する。
・し尿汲取手数料を36ℓ当たり90円に改定する。(4月)
昭和49年　・し尿処理施設（処理能力：50kℓ/日）を増改築する。
・し尿汲取手数料を18ℓ当たり60円に改定する。(4月)
・ごみ減量作戦を展開、「ごみと戦う」8ミリ映画制作。
昭和50年　・清掃課第一、第二係から庶務係・施設係・事業係となる。
・し尿汲取手数料を18ℓ当たり85円に改定する。(10月)
昭和51年　・可燃ごみ収集車両に本格的機械車（ロータリーローダー）を導入する。
昭和52年　・ごみ焼却施設の老朽化に伴い、新焼却施設の建設を開始する。
・ごみ収集区域の地域割を学区割とする。

・不燃ごみ収集車両に本格的機械車（プレスパッカー）を導入する。
・小学校4年生を対象に清掃施設見学（クリーンバス）を開始する。

昭和53年 ・し尿汲取制度に定額制を導入する。
・し尿汲取手数料を18ℓ当たり100円に改定する。（11月）
・し尿処理施設に下記装置を設置する。
脱臭装置（直燃式）処理能力　50㎥/分
脱臭装置（吸着式）処理能力　310㎥/分（昭和58年処理能力350㎥/分に増設）
脱色装置　処理能力1,800㎥/日

昭和54年 ・ごみ焼却処理施設（処理能力：150t/24h（75t/24h×2炉））が完成、同時に運転管理業務を委託する。
・安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の全面改正。（6月）

昭和55年 ・し尿汲取手数料を18ℓ当たり120円に改定する。（11月）
・一般廃棄物処理手数料を焼却処分は10kgにつき50円に、埋立処分は10kgにつき20円に改定する。
・清掃事業所を安城町広畔から堀内町西新田に新築移転する。
・安城５３０運動連絡会発足。

昭和56年 ・汚水処理施設を有した一般廃棄物最終処分場の建設を藤井町南高根で開始する。
全面積　26,226㎡
埋立面積　25,114㎡
埋立容量　73,423㎥
汚水処理能力　40㎥/日
・し尿処理施設に汚泥脱水機（スクリュープレス機）を導入する。

昭和57年 ・一部地域にて空き缶・空きびんの分別回収を始める。

昭和58年 ・し尿汲取手数料を36ℓ当たり270円に改定する。（11月）

昭和59年 ・廃乾電池回収ボックスを設置し、乾電池の回収を始める。
・新しいし尿処理施設（安城市衛生センター）の建設を始める。

昭和60年 ・安城市生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱を制定し、生ごみ堆肥化促進器具購入に対する補助金制度を設ける。

昭和61年 ・清掃課施設係から施設第一係、施設第二係となる。
・安城市ごみ等分別収集協力地区報償金交付要領を制定。（4月）
・空き缶・空きびんの分別回収を全市域に広げる。（一部地域を除く）
・委託収集業務を不燃ごみより可燃ごみに変更する。

昭和62年 ・生ごみ堆肥化促進に関する補助制度を2か年限りで廃止する。
・し尿処理施設（処理方式：二段活性汚泥法（低希釈法）、処理能力：180kℓ/日）が完成、同時に運転管理業務を一部委託。
・安城市有価物回収地区報償金交付要領を制定（4月）し、ごみ減量及び省資源運動の推進を図る。
・安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領を制定し、急激な円高に伴う資源

ごみの買取り価格の値下りによるリサイクル事業の低迷防止のため、報償金（1kg当たり1円50銭）を交付し事業の推進を図る。

・藤井町一般廃棄物最終処分場が埋立完了、榎前町一般廃棄物最終処分場の埋立を開始する。（6月）

・使用済み乾電池の広域回収処理計画に基づき、北海道の野村興産㈱イトムカ鉱業所に、昭和59年より回収された使用済み乾電池25tを運搬し、処理・処分を実施する。

昭和63年 ・榎前町一般廃棄物最終処分場の拡張工事及び汚水処理施設の建設を開始する。

拡張面積　　25,800㎡（2・3期）

拡張埋立容量　95,500㎥（　〃　）

汚水処理能力　　155㎥/日

・不燃物減容化施設の建設が始まる。

平成元年 ・し尿汲取手数料を消費税法の施行にともない、36ℓ当たり278円に改定する。（4月）

・不燃物減容化施設（処理能力：30t/日（5h））が完成、同時に運転管理業務を委託する。

・榎前町一般廃棄物最終処分場の第3期工事及び汚水処理施設が完成、同時に汚水処理施設の運転管理業務を委託する。

・ごみ焼却施設の燃焼ガス処理に塩化水素除却装置を新設するとともに電気集じん機の改修をする。

・合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱を制定し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

平成 2年 ・し尿汲取手数料を36ℓ当たり330円に改定する。（4月）

・安城市資源ごみ回収事業推進報償金要領の報償金を1kg当たり2円に増額する。

平成 3年 ・安城市資源ごみ回収事業推進報償金要領の報償金を1kg当たり3円に増額する。

・くず鉄価格の下落により、逆有償となる。（5円/kg）

・安城市生活排水クリーン推進員設置要領を制定。（4月）

平成 4年 ・市全域で空き缶・空きびんの分別回収実施。

・安城市清掃事業所の設置及び管理に関する条例の廃止。

・榎前町一般廃棄物最終処分場の拡張工事を開始する。

拡張面積　　23,400㎡（4期）

拡張埋立容量　80,200㎥（　〃　）

・清掃課施設整備係を設ける。

平成 5年 ・安城市ごみ減量化検討委員会設置。

・生ごみ堆肥化促進に関する補助制度を再開する。

平成 6年 ・安城市資源ごみ回収事業推進報償金要領の報償金を1kg当たり5円に増額する。

・ガラス・カレット処分の引取りが有償となる。（4円/kg）

・粗大ごみの戸別収集を1個800円にて始める。（9月）

・安城市ごみ減量化検討委員会から「ごみ減量化、再資源化について」の提言を

受け委員会を解散する。

・ごみ焼却施設の老朽化に伴い、新焼却施設の建設を開始する。

平成 7年 ・清掃課施設整備係を施設第一係に統合する。

・清掃課庶務係からごみ減量係となる。

・安城市ポイ捨て等防止推進員設置要領を制定。(11月)

・ＥＭボカシの無料配布事業を開始する。(5月)

・クズ鉄価格の上昇により、逆有償の停止。(6月)

・安城市空き缶等散乱防止条例の制定。(9月) 同年11月施行。

平成 8年 ・可燃ごみの収集業務が全面委託となる。

・リサイクルプラザの建設を開始する。

・安城市廃棄物対策推進委員会設置。

平成 9年 ・新焼却施設（処理能力：120t/日×2基、発電設備出力：1,950kW付）の完成。(3月)

・衛生センターが環境クリーンセンターへ名称変更。

・消費税税率の引き上げ及び地方消費税の創設に伴う一般廃棄物処理手数料の一部を改定する。(7月)

動物の死体処分手数料を1個につき1,050円に改定

し尿汲取手数料　定額制　改定

〃　　従量制　36ℓ当たり340円、工事用仮設便所1,000円加算に改定

・ペットボトルを市内14店舗で拠点回収実施（7月）

平成10年 ・「安城市リサイクルプラザ」が赤松町乙菊に完成。不燃ごみ・粗大ごみ破砕施設（処理能力：43t/日)、再生施設（処理能力：0.2t/日)、びん類選別施設（処理能力：9t/日)、缶類選別施設（処理能力：6t/日）を設置する。(7月)

・安城市ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金交付要領を制定し、ペットボトル集団回収を幼稚園、保育園、小・中学校で開始する。(7月)

・粗大ごみの委託収集業務を不燃ごみに変更する。

・安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領を制定。(5月)

・可燃ごみの指定袋制を導入する。(10月)

平成11年 ・財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターにて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(2月)

平成12年 ・不燃物減容化施設を改築し、資源化センターが完成。ペットボトル減容機（処理能力：300kg/h)、蛍光管破砕機（処理能力：3,000本/h）を設置する。(3月)

・一部地域にて、スプレー缶・使い捨てライターの分別回収並びに不燃ごみの推奨袋導入の試行を開始する。(3月)

・ごみ収集車に天然ガス車を採用。(9月)

平成13年 ・東海豪雨による災害廃棄物を受入れする。

可燃ごみ　4,476.94t（1月～3月）　97.09t（4月）

不燃ごみ　　39.38t（　〃　）

・家電リサイクル法完全施行。家電4品目は家電小売店で引き取ることになる。(4月)

・家庭系一般廃棄物処理手数料を10kgにつき50円に統一し、事業系一般廃棄物処理手数料を100kgにつき840円に改定する。（4月）
・安城市せん定枝リサイクルプラントを設置する。（農務課）（4月）
・安城５３０運動事業補助金交付要綱を制定。（4月）
・家電リサイクル協力店認定要綱の制定。（5月）
・清掃課の各施設においてISO14001を認証取得する。（6月）
・スプレー缶、使い捨てライターの分別回収並びに不燃ごみ袋の透明化を本格実施する。（6月）
・アダプトプログラム実施要綱の制定。（9月）

平成14年
・施設一係、施設二係を施設係に統合する。（4月）
・安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領の報償金を1kg当たり7円に増額する。（4月）
・安城北部リサイクルステーションを東栄町に開設する。（6月）
・事業系古紙の搬入規制を開始する。（10月）
・安城南部リサイクルステーションを赤松町に開設する。（11月）
・プラスチック製容器包装の分別収集試験（35町内会）を開始する。（11月）

平成15年
・プラスチック容器包装の分別収集を市内全域で開始する。（4月）
・榎前町一般廃棄物最終処分場再生事業に着手し、用地28,507㎡を買収する。（4月）
・安城市ごみ運搬自動車貸出事業実施要綱を制定。（5月）
・桜井リサイクルステーションを桜井町に開設する。（6月）
・家庭系パーソナルコンピューターのメーカー回収を開始する。（10月）
・作野リサイクルステーションを篠目町に開設する。（12月）

平成16年
・安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領の報償金を1kg当たり6円に減額する。逆有償のときは、1kg当たり1円を限度に加算する。（4月）
・安城市有価物回収地区報償金を町内会の世帯数及び実施月数6月以上を基準に改定する。（4月）
・安城市ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金をペットボトル1袋（約12kg）当たり240円に増額し、乾電池1kg当たり30円に減額する。（4月）
・安城市せん定枝リサイクルプラントが農務課から移管される。（4月）
・燃やせるごみ指定袋20ℓサイズに持ち手加工する。（5月）
・家庭から排出される紙類のステーション回収を廃止する。（6月）
・家庭系メーカー等不存在パソコンの回収・資源化を開始する。（7月）
・焼却灰運搬専用車両、天蓋付10tダンプ購入する。（8月）
・焼却灰1,500tを溶融し、スラグをリサイクル活用するため、名古屋市港区の業者に委託する。（6月）
・榎前町一般廃棄物最終処分場再生業務を開始する。（9月）

平成17年
・清掃課から環境保全課となる。（4月）
・環境課環境保全係から環境保全課環境保全係となる。（4月）

・三河安城リサイクルステーションを箕輪町に開設する。（10月）
・「安城市空き缶等の散乱防止条例」を「安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に改正する。（11月）
・第15回リサイクルフェアにおいて「環境戦隊サルビアン」を誕生させる。（11月）

平成18年
・不法投棄監視カメラ10台を購入し、町内会への貸し出しを開始する。（7月）
・再生補修家具等入札販売事業（毎月第2日曜）を開始する。（7月）

平成19年
・軽四輪貨物自動車の一般有料貸し出しを開始する。（1月）
・安城市アダプトプログラム実施要綱を制定。（2月）
・ごみ収集車にバイオディーゼル燃料の試験使用を開始する。（3月）
・御幸本町リサイクルステーションを御幸本町に開設する。（4月）
・安城市生ごみ減量化モデル地域支援事業報奨金交付要綱を制定。（4月）
・安城市乾燥生ごみ資源化促進事業報奨金交付要綱を制定。（4月）
・安城市生ごみたい肥化促進に関する補助金交付要綱を廃止し、安城市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱を制定。（4月）
・浄化槽設置に対する補助制度を、高度処理型浄化槽に限定する。（4月）
・安城市廃棄物対策推進委員会を安城市ごみ減量推進委員会に改称する。（6月）
・「環境戦隊サルビアン」のDVDを制作し、安城市中央図書館にて貸し出す。（7月）

平成20年
・安城市レジ袋削減推進協議会を発足。（2月）
・環境保全課ごみ減量係がごみ減量推進室となる。（4月）
・榎前町一般廃棄物最終処分場への不燃残さ埋立てを開始する。（4月）
・生ごみ処理機購入補助金の補助率を2/3に、補助上限額をバイオ式生ごみ処理機40,000円、乾燥式生ごみ処理機35,000円、たい肥化容器7,000円に拡充する。（4月）
・家庭系一般廃棄物処理手数料を10kgまでごとに50円に、事業系一般廃棄物処理手数料を10kgまでごとに100円に改定する。（4月）
・清掃業務監視員制度を地域クリーン推進員制度に変更する。（4月）
・「安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領」を「安城市資源回収事業推進報償金交付要綱」に改正し、報償金を1kg当たり7円（一般方式）・2円（業者回収方式）とする。（4月）
・古紙の分別収集試験（7町内会）を開始する。（5月）
・市内55店舗にてレジ袋の有料化を開始する。（6月）
・古紙の分別収集を市内全域で開始する。（7月）
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園27園にてごみ減量PRのための公演を実施。（8月～平成21年1月）

平成21年
・ごみ収集日お知らせメールサービスの運営を開始。（2月）
・「ごみ減量20％フォーラム」を開催。（2月）
・榎前町一般廃棄物最終処分場再生業務が完了する。（3月）
・家電リサイクル法対象品目に、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加され

る。(4月)
・古着の分別収集を市内全域で開始する。(4月)
・桜井リサイクルステーションを桜井町(名古屋鉄道西尾線高架下)に移転する。(4月)
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園12園にてごみ減量PRのための公演を実施。(7月～12月)
・生ごみ処理機購入補助の対象に、「減量容器」を加える。(8月)
・燃やせるごみ指定袋をデザイン変更し、持ち手加工を施し、併せて容量を小さくする。(45ℓ・30ℓ・20ℓ→35ℓ・20ℓ・10ℓ)(10月)
・プラスチック製容器包装指定袋と燃やせないごみ推奨袋をデザイン変更し、持ち手加工する。(10月)

平成22年
・雑がみ回収袋の販売を開始する。(1月)
・災害時のリスク分散のため、群馬県吾妻郡草津町の埋立処分場にて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(2月)
・経済環境部から環境部となる。(4月)
・御幸本町リサイクルステーションの開業体制を土日から毎日に拡充する。(6月)
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園15園にてごみ減量PRのための公演を実施。(6月～12月)
・一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する要綱を制定。(8月)
・「安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に資源ごみ持ち去り禁止に関する条文を追加。(9月)
・財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターにおける埋立処分を終了する。

平成23年
・公益財団法人愛知臨海環境整備センターにて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(1月)
・資源ごみ持ち去り禁止施行。(4月)
・安城市家電リサイクル協力店認定要綱を廃止。(4月)
・ごみ減量推進市民活動支援プログラム実施要領を制定し、市民の自主的なごみ減量行動の促進を図る。(4月)
・御幸本町リサイクルステーションを閉鎖する。(7月)
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園12園にてごみ減量PRのための公演を実施。(7月～12月)
・生ごみ処理機モニター制度を開始する。(7月)
・エコセンターあんじょうを御幸本町に開設する。(環境首都推進課)(8月)
・作野リサイクルステーションを移転し、新安城リサイクルステーションを住吉町に開設する。(9月)

平成24年
・生ごみ処理機器購入補助金の補助上限額をバイオ式生ごみ処理機45,000円、乾燥式ごみ処理機45,000円に拡充する。(7月)

・清掃事業所で乾燥生ごみとごみ袋またはトイレットペーパーとの交換を開始する。(8月)
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園13園にてごみ減量PRのための公演を実施。(8月～1月)
・放射線測定器の貸出しを開始する。(9月)
・15cm以下の小型電子機器10品目の回収をリサイクルステーションで開始する。(12月)

平成25年
・環境保全課がごみゼロ推進課になる。(4月)
・環境保全課環境保全係が環境首都推進課環境保全係になる。(4月)
・安城市井戸等自己水施設衛生対策要領を制定。(4月)
・リサイクルプラザで家庭系パソコンの回収を開始する。(7月)
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園16園にてごみ減量PRのための公演を実施。(9月～12月)

平成26年
・総合リサイクルステーション(エコらんど)を赤松町に開設する。(1月)
他のリサイクルステーションの回収品目に加えて下記の品目を回収。
びん・缶・破砕困難ごみ・危険ごみ、プラスチック製容器包装、家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く)、硬質プラスチック製品、ボタン電池、小型充電電池、シュレッダーごみ、プランターの土、コンクリート片、レンガ片、事業系の古紙類
・清掃事業所での乾燥生ごみ交換を終了し、総合リサイクルステーション(エコらんど)で開始する。(1月)
・安城市ごみ減量活動功労団体等表彰要綱を制定。(2月)
・安城市刈草等粉砕機購入補助金交付要綱を制定。(3月)
・一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料を改定。(7月)
許可手数料5,000円、許可証再交付手数料1,000円に改定。
・総合リサイクルステーション(エコらんど)、エコセンターあんじょうにて試験的に使用済み食用油の受入れを開始する。(8月)
・資源化センターのペットボトル減容機を更新する。(処理能力400kg/ｈ)(8月)
・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園13園にてごみ減量PRのための公演を実施。(9月～12月)
・エコセンターあんじょうを大東町に移転する。(環境首都推進課)(10月)

平成27年
・桜井リサイクルステーションを桜井町(アピタ安城南店駐車場内)に移転する。(2月)
・エコセンターあんじょうの所管を環境首都推進課からごみゼロ推進課に移管する。(4月)
・し尿汲取手数料を改定。(7月)
定額制　１便槽当り250円＋世帯人員１人当り290円
従量制　36リットル当り350円　仮設便所加算額1,030円
・ごみ焼却施設基幹的設備改良工事(ＤＣＳ、蒸気タービン更新)が完了。(3月)

平成28年 ・生ごみ減量化総合支援事業実施要綱を制定。(4月)
・安城市有価物回収地区報償金交付要領を安城市資源回収協力地区報償金交付要綱に改正し、町内会が設置した拠点ステーションにおけるペットボトル回収に対する報償金を追加する。(4月)
・安城市ごみ等分別収集協力地区報償金交付要領を安城市地域クリーン推進員設置要綱に改正し、ペットボトルの拠点ステーションの管理に係る報償金を削除する。(4月)
・安城市学校等ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金交付要綱を安城市学校等ペットボトル等回収事業推進報償金交付要綱に改正する。(4月)
平成29年 ・し尿処理施設改修整備工事(処理方式:前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式(下水道放流)、処理能力102kℓ/日)が完了。(2月)
・安城南部リサイクルステーションを閉鎖する。(3月)
・雑がみ回収袋の販売を中止する。(3月)
・一般廃棄物収集運搬業の新規許可を受け付けないこととする。(4月)
・生ごみ処理機器購入補助金の補助率を1/2に、補助上限額をバイオ式生ごみ処理機30,000円、乾燥式生ごみ処理機30,000円、たい肥化容器5,000円、減量容器5,000円に縮減する。(4月)
・エコセンターあんじょうを中部リサイクルステーションに名称変更する。(4月)
・三河安城リサイクルステーションを三河安城南町地内(ピアゴラフーズコア三河安城店駐車場内)で移転する。(7月)

平成30年 ・安城市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画2018～2027を策定する。(3月)
・安城市災害廃棄物処理基本計画を策定する。(3月)
・生ごみ処理機器モニター制度を廃止する。(4月)
・災害時のリスク分散のため、秋田県鹿角郡小坂町の埋立処分場にて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(11月)
・新安城リサイクルステーションを閉鎖する。(11月)
平成31年 ・安城市地域クリーン推進員設置要綱を改正し、町内会へ支払うごみ分別収集協力地区報償金の世帯割額を１００世帯あたり１，０００円から４，０００円に変更する。(４月)
・プラスチック製容器包装指定袋のデザインを変更する。(４月)
令和元年 ・焼却灰を再資源化するため、セメント原料化を行う。(7月)
・し尿汲取手数料を改定。(10月)
定額制　１月に２回以上収集する場合の２回目以降の収集　640円
２月に１回の収集　１便槽当り250円＋世帯人員１人当り590円
従量制　仮設便所加算額　1,040円
令和 2年 ・環境部が産業環境部になる。(4月)
・ごみ出し時のスプレー缶の穴開けを不要とし、スプレー缶中間処理について業務委託を開始する。(4月)

・三河安城リサイクルステーションを閉鎖する。(5月)
・ポイ捨て等防止推進員の委嘱を休止する。(6月)
・視覚障害者がごみステーションで資源ごみを排出する際に、コンテナの種類を判別できる様、危険ごみ・びんコンテナに穴開けを行う。(9月)
・再生補修家具等入札販売事業の仕組みを見直し、リユース品入札事業(年4回)を開始する。(12月)

令和 3年 ・すべてのごみ指定袋・推奨袋を、バイオマスポリエチレンを25%配合した原料に変更する。(1月)
・リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収を開始する。(3月)
・廃棄物処理施設整備基本構想を策定する。(3月)
・株式会社スギ薬局と地域活性化に関する包括連携協定の一環として、３店舗（東栄東店、安城中央店、桜井店）でのペットボトルの収集を開始する。(4月)
・発起人である安城ロータリークラブの提言を受け、安城５３０運動連絡会を解散する。(5月)
・株式会社スギ薬局と地域活性化に関する包括連携協定の一環として、新たに２店舗（池浦店、住吉店）でのペットボトルの収集を開始する。(7月)
・サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート株式会社と、ボトル ｔｏ ボトルリサイクルに向けた三者協定を締結する。(9月)
・リサイクルプラザで火災が発生する。(10月)

令和 4年 ・安城市災害廃棄物処理計画を改訂する。(3月)
・新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続する中で安定して資源回収を行うため、実施月数に応じた報償金額を交付できるよう資源回収協力地区報償金交付要綱を改正する。(3月)
・環境都市推進課で実施しているさわやかマナーまちづくり活動と様式を統一することにより手続きの簡素化を図るため、アダプトプログラム実施要綱を改正する。(3月)
・粗大ごみ個別有料収集のインターネット予約受付を開始する。(4月)
・食品ロス削減マッチングサービス「AnjoたべRing byタベスケ」の運用を開始する。(4月)
・焼却灰再資源化のリスク分散として、福島県いわき市の業者に焼却灰の溶融処理委託を開始する。(5月)
・藤井町一般廃棄物最終処分場の農地復旧工事を行い、土地所有者に返還する。(6月)
・令和２年のレジ袋の全国的な有料化の開始によりその役割を終えたとして、安城市レジ袋削減推進協議会を解散する。(7月)
・篠目リサイクルステーションを篠目町に開設する。(10月)
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画を

策定し、国の認定を受ける。（12月）

令和 5年 ・安城市一般廃棄物処理基本計画2023（令和5）年度～2037（令和19）年度を策定（改訂）する。（2月）

・不燃ごみ破砕処理施設等整備基本計画を策定する。（3月）

・産業環境部ごみゼロ推進課が環境部ごみ資源循環課となる。（4月）

・充電式小型家電、電池類のごみステーション収集を開始する。（4月）

・総合リサイクルステーション（エコらんど）の回収品目に羽毛布団、プラスチック製衣装ケースを加える。（4月）

・生ごみ処理機器購入補助金交付要綱を改正し、補助対象となる販売店を市内から国内に、申請期間を「購入日から１か月以内」から「購入日又は納品日から２か月以内」に拡充する。（4月）

・ＡＩカメラを利用したリサイクルプラザの渋滞状況の公開を試験的に開始する。（5月）

令和 6年 ・プラスチック資源一括回収を開始し、プラスチック製容器包装指定袋をプラスチック資源指定袋に変更する。（1月）

・安城市PPP事業審議会（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事及び管理運営委託事業者選定等審議会）を設置する。（1月）

・環境クリーンセンターに施設整備係を設置し、施設係が施設管理係となる。（4月）

・ＡＩカメラを利用したリサイクルプラザ、エコらんど、環境クリーンセンターの渋滞状況の公開を開始する。（4 月）

・公益財団法人愛知臨海環境整備センターから搬入規制を受けたため、三重県伊賀市の埋立処分場及び奈良県御所市の埋立処分場にて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。（5 月）

・ごみ焼却施設整備基本計画を策定する。（6 月）

・リサイクルプラザで火災が発生する。（12 月）

令和 7年 ・環境クリーンセンターで火災が発生する。（3月）

・ごみ収集日お知らせメールサービスの運営を終了する。（3月）

・安城市学校等ペットボトル等回収事業推進報償金交付要綱を安城市学校等ペットボトル回収事業推進報償金交付要綱に改正する。（4月）

・安城市地域クリーン推進員設置要綱を改正し、100世帯当たりの報償金額を4,000円から6,000円に増額する。（4月）

・「あんしんふれあい収集」を実証事業として、６町を対象に開始する。（4月）

・使用済みライター中間処理について業務委託を開始する。（4月）

・株式会社富山環境整備と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結する。（7月）

・株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結する。（9月）

・安城市ごみ減量推進委員会を安城市環境審議会に統合し、廃止する。（10月）

・「あんしんふれあい収集」の実証事業対象地域に今池町を追加し、７町を対象とする。

（10月）

・安城市廃棄物の搬入に関する検査要綱を制定する。（12月）

・安城市根崎町長配地内に環境クリーンセンター拡張用地約10,741㎡を取得する。（12月）

令和 8年 ・小型充電式電池（リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池）の回収拠点を市内５か所のリサイクルステーション（エコらんど・安城北部・中部・篠目・桜井）に拡充する。（1月）

・家庭系一般廃棄物処理手数料を10kgまでごとに100円(30kg分は無料)に、事業系一般廃棄物処理手数料を10kgまでごとに200円に改定する。（4月）

・家庭系せん定枝処理手数料を10kgまでごとに60円(30kg分は無料)に、事業系せん定枝処理手数料を10kgまでごとに120円に改定する。（4月）

・安城市生ごみ減量化モデル地域支援事業報奨金交付要綱及び安城市生ごみ減量化総合支援事業実施要綱を廃止する。（4月）

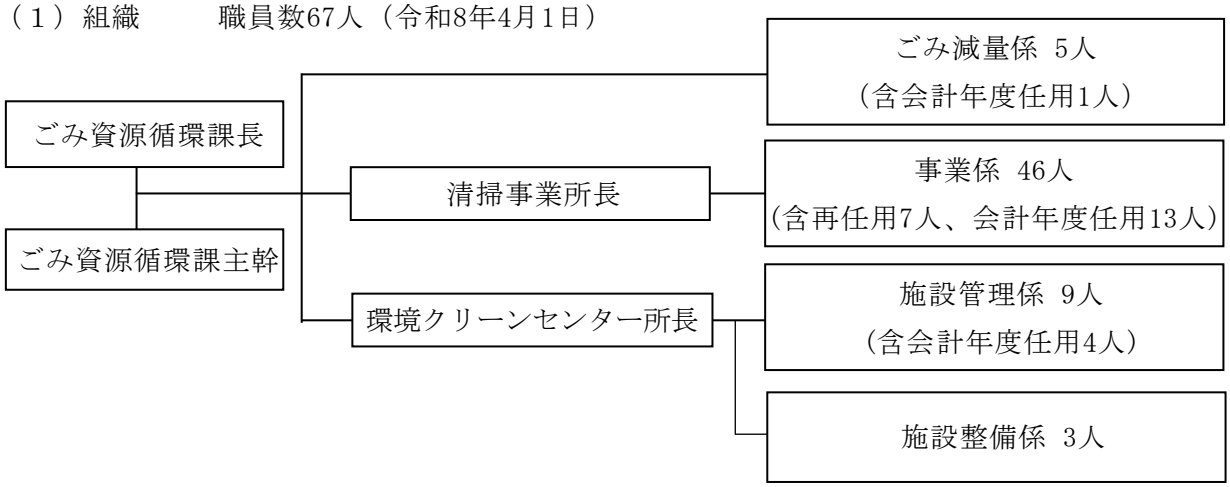
・「あんしんふれあい収集」の実証事業対象地域を全市に拡大する。（4月）

・ごみ焼却施設基幹的設備改良工事及び環境クリーンセンター管理運営委託事業について、事業者と契約を締結する。（5月）

・安城市ごみステーション資材等支給要綱を制定する。（6月）

３　ごみ資源循環課の機構・事務分掌

（１）組織　　職員数67人（令和8年4月1日）



（２）事務分掌

ア　ごみ減量係

（ア）一般廃棄物処理計画に関すること。

（イ）清掃事業の調査並びに環境衛生思想の普及及び連絡に関すること。

（ウ）一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。

（エ）その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと。

イ　事業係

（ア） ごみの収集に関すること。

（イ） 不燃物及びせん定枝の処理に関すること。

（ウ） リサイクルプラザ及びせん定枝リサイクルプラントの管理に関すること。

（エ） 最終処分場の管理に関すること。

ウ　施設管理係

（ア）ごみ焼却及びし尿の処理に関すること。

（イ）ごみ焼却処理施設及びし尿処理施設の管理に関すること。

（ウ）ごみ処理の広域化に関すること。

（エ）あんしんふれあい収集に関すること

エ　施設整備係

（ア）ごみ処理施設の整備に係る関連計画に関すること。

（イ）ごみ処理施設整備工事に関すること。

（ウ）その他ごみ処理施設整備に関すること。

（３）職員状況（令和８年４月１日現在）

（単位：人）

課長	主幹	所長	係名	作業区別	係長	事務・技術職員	職長	主任（清掃員）	清掃員
1	1		ごみ減量係		1	3			
		1	事業係	資源物・粗大ごみ収集 資源物・粗大ごみ処理 せん定枝処理	1	7	2	9	14
		1	施設管理係	焼却処理 し尿処理 あんしんふれあい収集	1	4			
			施設整備係		1	2			
1	1	2			4	16	2	9	14

※会計年度任用職員を除く

４　清掃施設・リサイクル施設

（１）施設の所在地等

ア　清掃事業所　　堀内町西新田2番地　(TEL76－3053)
　　敷地面積　6,472㎡　　延床面積　1,315㎡　　(FAX77－1318)

イ　環境クリーンセンター　　和泉町大下38番地　(TEL92－0178)
　　敷地面積　59,315㎡　　延床面積　15,455㎡　　(FAX92－0405)

ウ　榎前町一般廃棄物最終処分場　　榎前町宮下地内
　　敷地面積　29,098㎡　　埋立容量　80,200㎥
　　延床面積　96㎡

エ　リサイクルプラザ　　赤松町乙菊18番地　(TEL76－3053)
　　敷地面積　10,273㎡　　延床面積　3,135㎡　　(FAX77－1318)

オ　資源化センター　　堀内町西新田2番地　(TEL76－3053)
　　敷地面積（清掃事業所に含む）　延床面積　971㎡　　(FAX77－1318)

カ　せん定枝リサイクルプラント　　赤松町東向111番地2　(TEL77－4185)
　　敷地面積　4,813㎡　　延床面積　1,469㎡　　(FAX77－4185)

キ　安城北部リサイクルステーション　　東栄町5丁目7番地12
　　敷地面積　476㎡　　コンテナ数　3基

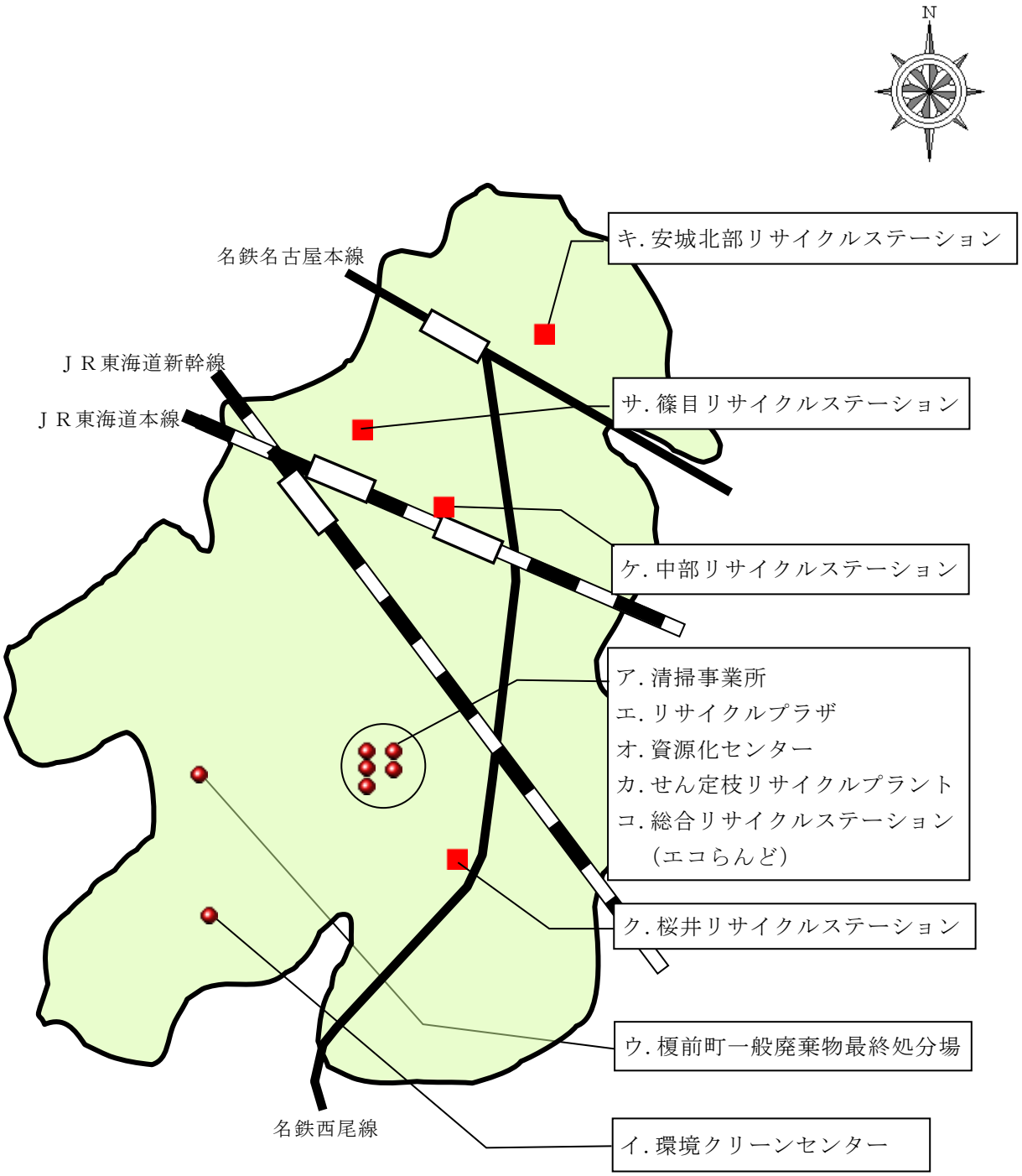
ク　桜井リサイクルステーション　　桜井町城向2丁目9番地36
　　敷地面積　289㎡　　コンテナ数　3基

ケ　中部リサイクルステーション　　大東町1番
　　敷地面積　433㎡　　コンテナ数　3基

コ　総合リサイクルステーション（エコらんど）赤松町東向111番地1
　　敷地面積　3,246㎡　　コンテナ数　22基

サ　篠目リサイクルステーション　　篠目町本郷7番地1
　　敷地面積　1,149㎡　　コンテナ数　8基

（２）施設地図


N
名鉄名古屋本線
ＪＲ東海道新幹線
ＪＲ東海道本線
名鉄西尾線
キ. 安城北部リサイクルステーション
サ. 篠目リサイクルステーション
ケ. 中部リサイクルステーション
ア. 清掃事業所
エ. リサイクルプラザ
オ. 資源化センター
カ. せん定枝リサイクルプラント
コ. 総合リサイクルステーション
（エコらんど）
ク. 桜井リサイクルステーション
ウ. 榎前町一般廃棄物最終処分場
イ. 環境クリーンセンター

（３）主要施設写真

○清掃事業所



○リサイクルプラザ



○せん定枝リサイクルプラント



○資源化センター



○環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）



○環境クリーンセンター（し尿処理施設）



（４）施設の概要

ア　リサイクルプラザ（ごみ中間処理施設）

施設規模 （処理能力 58.2t/日）	不燃ごみ・粗大ごみ破砕施設	43.0t/日（5h）
	再生施設	0.2t/日（5h）
	びん類選別施設	9.0t/日（5h）
	缶類選別施設	6.0t/日（5h）
竣工時期	平成10年7月6日	
工事施工業者	極東開発工業株式会社	

（ア）不燃ごみ・粗大ごみ破砕施設

不燃ごみ、再生不能な粗大ごみを低速回転式破砕機、高速回転式破砕機の順で破砕処理し、磁選機、粒度選別機、風力選別機、アルミ選別機により鉄類、不燃残さ、可燃残さ、アルミニウムに選別します。

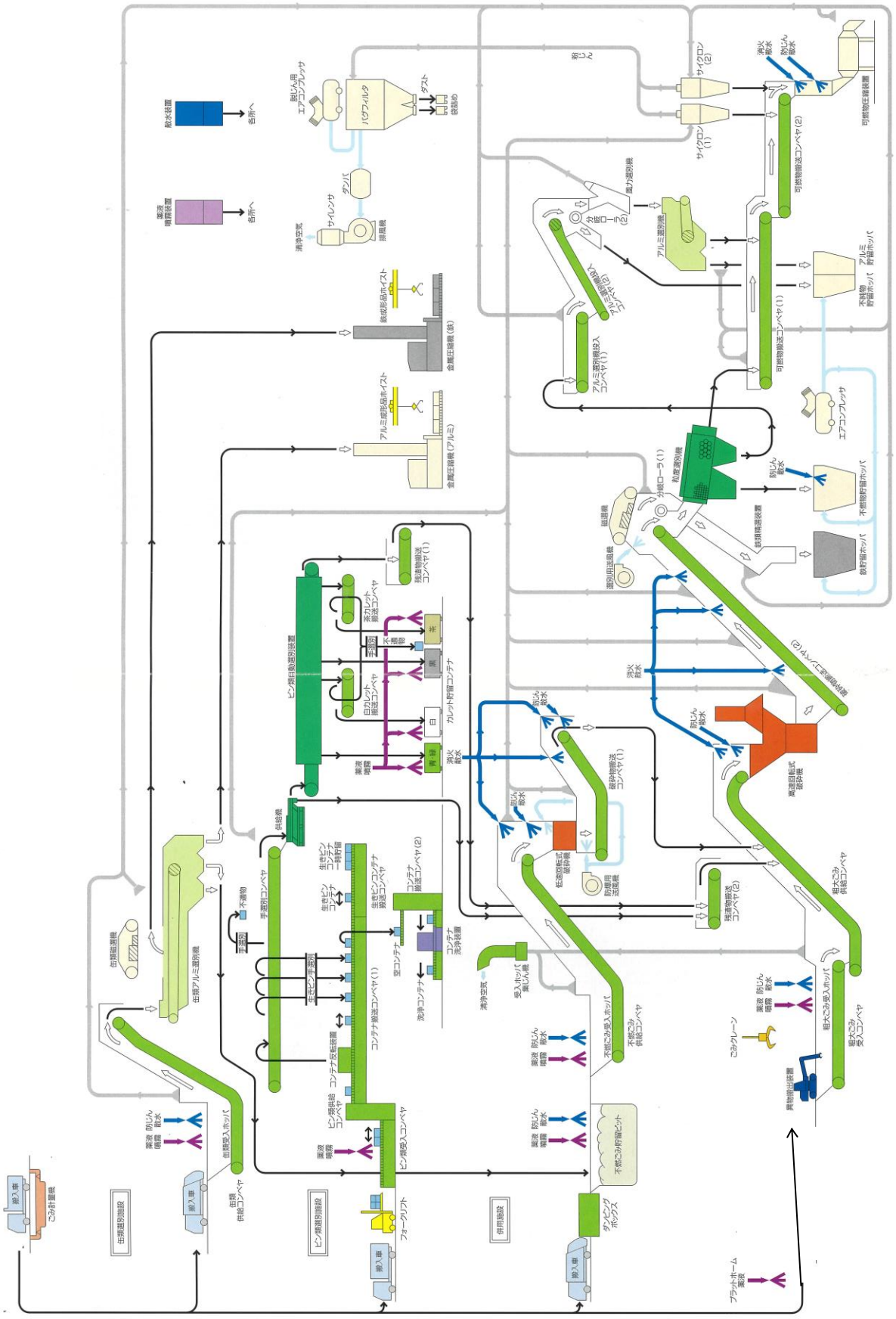
（イ）びん類選別施設

搬入されたびんは、かごごとコンテナ搬送コンベヤに乗せ、最初に生きびんを手選別します。その後、他のびんはびん類自動選別装置及び手選別により白、茶、青・緑、その他の4種類に選別します。純度（重量%）はそれぞれ98%以上（白）、95%以上（茶）、90%以上（青・緑、その他）を基準とします。

（ウ）缶類選別施設

缶類磁選機、缶類アルミ選別機により鉄類、アルミ類をそれぞれ純度99%以上で選別し、金属圧縮機によりプレス後、業者へ搬出します。

【基本処理フローシート】



イ　環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）

処　理　方　式	全連続燃焼式機械炉（廃熱ボイラー付）
処　理　能　力	240t/日(24h)（120t/日(24h)×2基）
竣　工　時　期	平成9年3月20日
工事施工業者	株式会社荏原製作所

（ア）ごみの流れ

収集されたごみは車ごと計量機に乗り、重さを計量します。その後、プラットホームからごみピットへ投入されます。ピット内に投入されたごみは、ごみクレーンを用いて攪拌し、ホッパへ投入されます。ホッパへ投入されたごみは、給じん装置にて焼却炉に定量的に送られ、乾燥ストーカ、燃焼ストーカ上をゆっくり反転しながら乾燥、焼却され灰となり、さらに後燃焼ストーカにて完全焼却され排出されます。焼却灰は、各シュートからの落じん（細かな灰）と共に灰押出機にて冷却、脱水され、灰コンベヤ、灰分散機にて灰ピットに送られます。灰ピット内の焼却灰は、灰クレーンにて運搬車に積み込まれ、埋立又は再資源化処理を行う施設へ搬出されます。

機械類は集中制御方式による中央管理システムと高度なプラントを容易に操作できるよう様々な自動制御装置を採用しているため、省力化と安全な運転管理ができます。

（イ）臭気対策

ごみピット内から発生する臭気は、押込送風機から燃焼用空気予熱器にて加熱後、燃焼用空気として焼却炉内に送られます。また、プラットホームはエアカーテン、扉等で外部と遮断し臭気が外に漏れない構造となっています。

（ウ）燃焼ガス対策

焼却炉で完全燃焼した排ガスは、廃熱ボイラー、エコノマイザーで蒸気を作りながら200℃まで冷却されガス冷却塔に送られます。ガス冷却塔に送られた排ガスは、160℃まで冷却され、噴霧された消石灰により塩化水素等の有毒ガスを除去した後、バグフィルターに送られ飛灰等の除去を行います。バグフィルターによって除去された飛灰等は、ダスト固化装置に送られキレート、セメントと共に固められ、焼却灰と共に埋立処理を行います。さらに飛灰等の除去を行った排ガスは、排ガス再加熱器で200℃まで加熱し、触媒脱硝塔にてアンモニアを噴霧し、窒素酸化物を除去すると共に触媒によりダイオキシン類を分解したあと煙突から排出されます。

（エ）汚水対策

ごみピットの汚水は、焼却炉内に噴霧して酸化処理し、工場内汚水は、凝集沈殿と砂ろ過により処理し、再利用します。ほかの有機汚水は、し尿処理施設に送り高度処理を行い放流します。

（オ）余熱利用

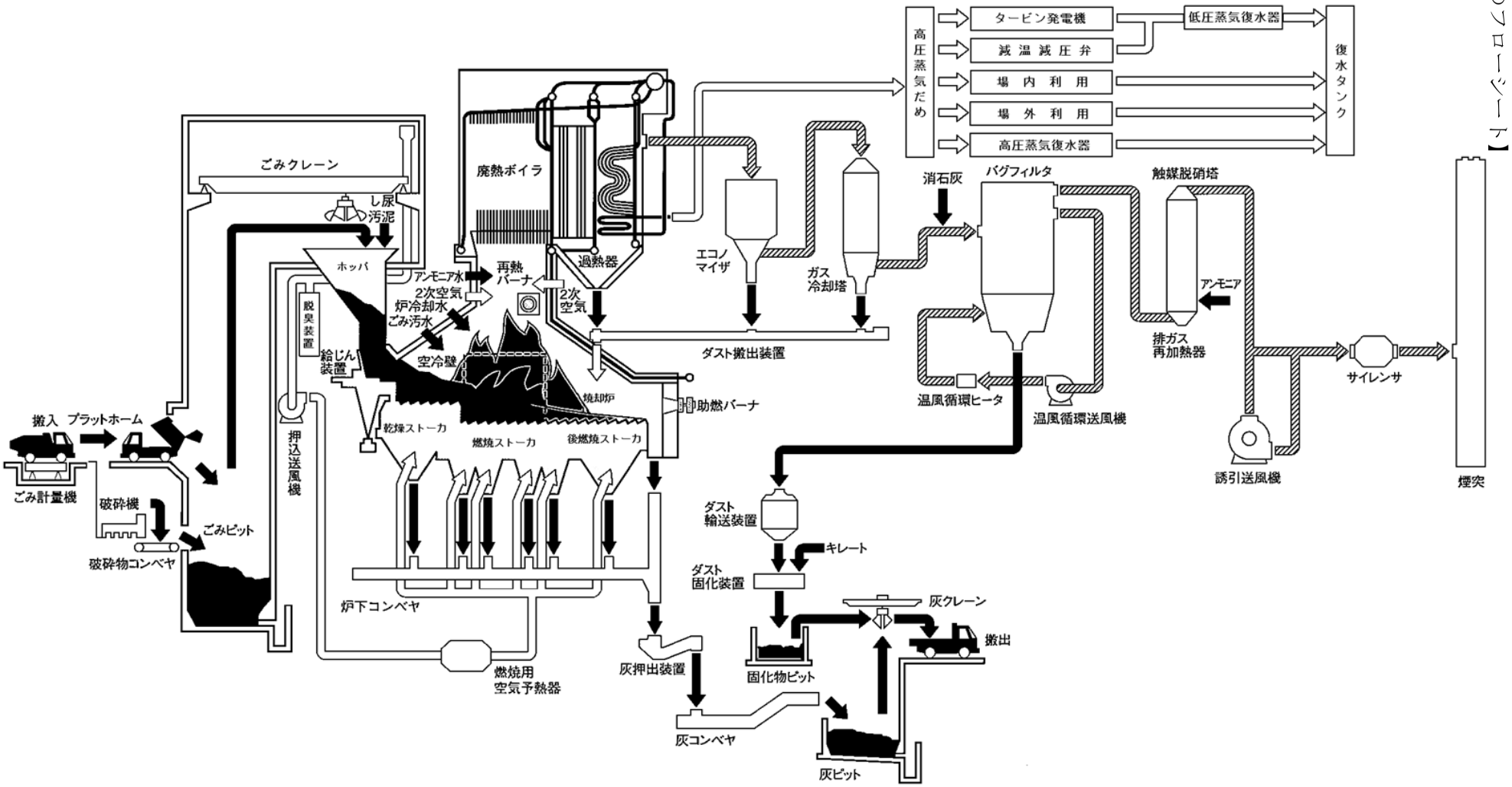
廃熱ボイラーから発生した蒸気は、タービンを回して発電（出力2,150kW/h）や隣接のマーメイドパレスの給湯、室内の冷暖房や温水プールの加熱に利用するなど、熱エネルギーの有効利用を図っています。

ごみ焼却施設のフローシート

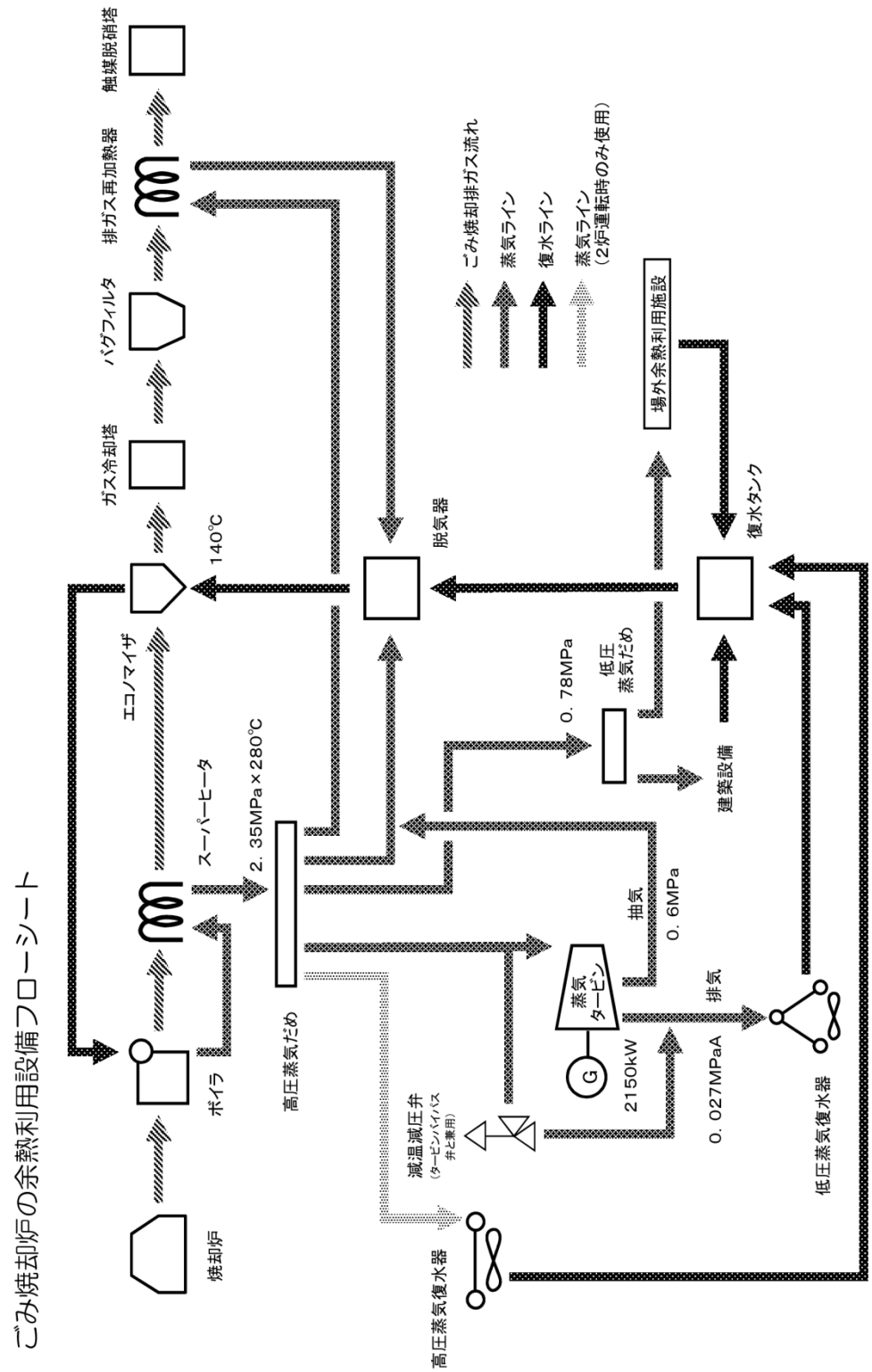
施設の概要（処理量 120t/24h×2 炉＝240t/日）

ごみピット：5800 ㎥（５日分）
ごみクレーン：天井走行ポリップ式（6.3 ㎥×2 基）
燃焼装置：エバラＨＰＣＣ型ストーカ（120t/日×2 基）
廃熱ボイラ：自然循型単胴水管式（最大 19.6t/h×2 缶）
排ガス処理：乾式＋バグフィルター＋触媒脱硝式

煙突：内筒胴鈑、外筒ＲＣ製丸型（59m）
飛灰処理：セメント固化式（キレート剤添加）
排水処理：有機系＝隣接し尿処理施設にて処理
　　無機系＝凝集沈殿＋砂ろ過（25 ㎥）
発電設備：抽気復水タービン（2150kW）



【ごみ焼却炉の余熱利用設備フローシート】



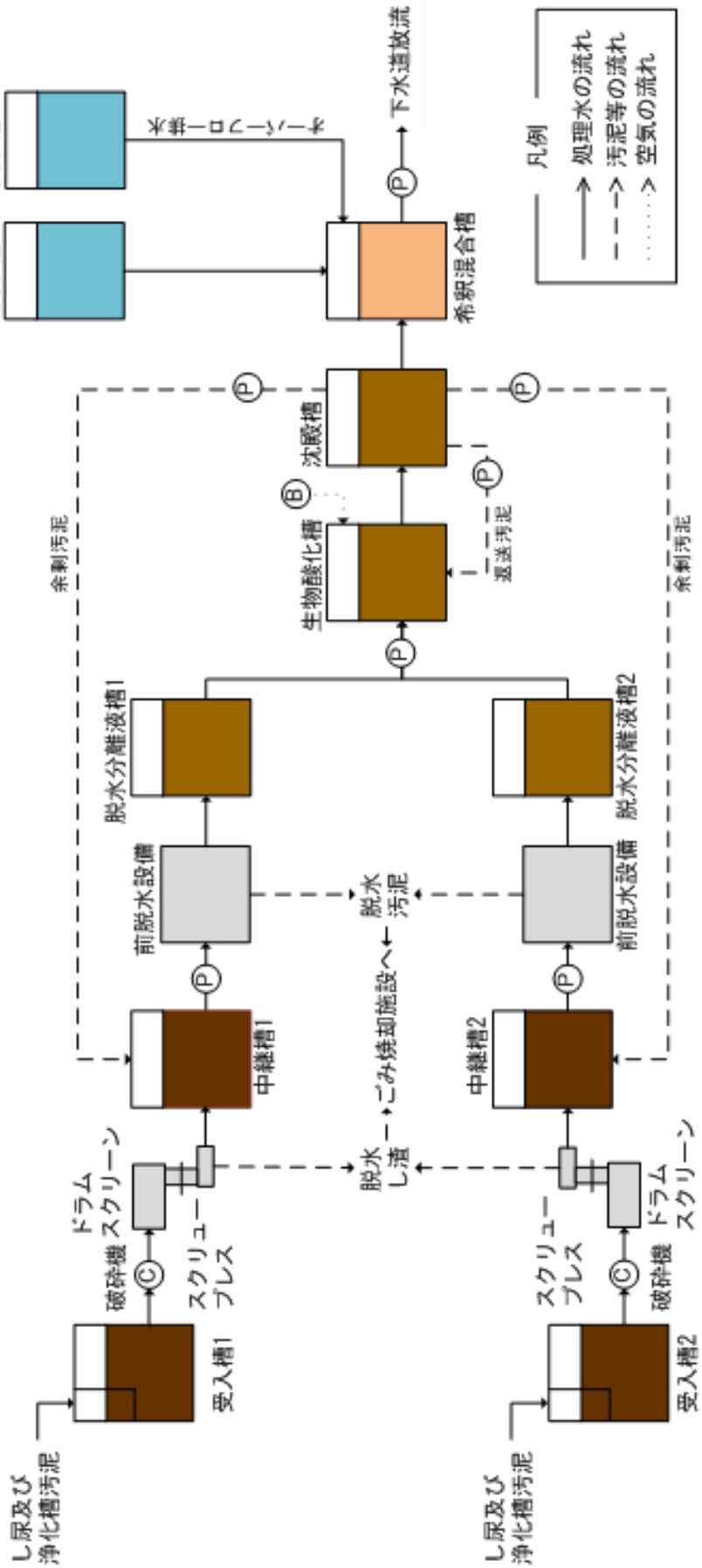
ウ　環境クリーンセンター（し尿処理施設）

処　理　方　式	前処理・前脱水方式＋生物酸化処理方式
処　理　能　力	102kℓ/日(24h)
竣　工　時　期	昭和62年3月25日
工事施工業者	久保田鉄工株式会社
改修工事時期	平成29年2月24日
改修工事施工業者	クボタ環境サービス株式会社　中部支店

収集されたし尿及び浄化槽汚泥から、前処理工程（夾雑物除去装置）で、石や砂、ビニールなどを取り除きます。前処理後のし尿と浄化槽汚泥を凝集槽に送り、調質剤などの薬剤を用いて汚泥を肥大化させます。その後、濃縮機、汚泥脱水機で助燃剤の条件となる含水率70%以下まで脱水することにより汚泥を減量化及び助燃剤化し、ごみ焼却施設へ搬出しています。脱水ろ液は生物酸化槽へ送られ、微生物の酸化作用によりBODやCOD、窒素を除去した後、希釈混合槽で希釈水（井戸水＋安城市レジャープールオーバーフロー水）と混ぜて下水道へ放流します。

また、施設で発生する臭気は、場内外への拡散を防止するため、中高濃度臭気は触媒酸化＋活性炭脱臭方法、低濃度臭気は活性炭吸着法とする濃度別に適した方法で処理しています。

【し尿処理施設のしくみフローシート】



エ　榎前町一般廃棄物最終処分場

埋　立　面　積	23,400㎡
埋　立　容　量	80,200㎥
埋　立　開　始	平成5年9月第4期埋立て開始 （平成20年4月再生事業を経て埋立て開始）

オ　資源化センター

施　設　の　概　要	ＰＥＴボトル減容機
処　理　能　力	500～550kg/h
竣　工　時　期	平成12年3月1日（令和6年7月21日減容機更新）
工 事 施 工 業 者	極東開発工業株式会社

カ　せん定枝リサイクルプラント（せん定枝たい肥化施設）

処　理　方　式	破砕、植繊機＋自然発酵
処　理　能　力	4.8t/日
た い 肥 の 量	1,000t/年
竣　工　時　期	平成13年3月29日
工 事 施 工 業 者	神鋼造機株式会社（機械）、株式会社クサカ（建物主体）　他

（５）保有車両（令和８年４月１日現在）　　（単位：台）

利用別／車種別	ごみ収集	ごみ処理（埋立）	ごみ処理（プラザ）	ごみ処理（センター）	資源化センター	資源回収	プラント	共通	合計
プレスパッカー（4t車）			3			6			9
ダンプ（10ｔ車）				1					1
ダンプ（4t車）			1						1
ダンプ（3t車）							1		1
ダンプ（2t車）				1					1
軽四ダンプ（0.35t車）	1			1					2
軽四トラック（0.35t車）	1								1
低床トラック（4t車）						9			9
低床トラック（3t車）						1			1
低床トラック（2t車）						5			5
ブルドーザー		1							1
油圧掘削機		1	1				1		3
乗用車・軽自動車（連絡車）								5	5
フォークリフト			2	1	1				4
フックロール	1		1						2
ホイールローダ			1				1		2
計	3	2	9	4	1	21	3	5	48

５　ごみ・し尿の動向

安城市は「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業の盛んなまちでしたが、人口の増加や都市化が進むにつれてごみ量も増加の一途をたどり、昭和40年代半ば、ついに「ごみ戦争」とも呼ばれるごみの処理に苦慮する事態となりました。

昭和49年「ごみと戦う」という8ミリ映画を作製して、ごみの分別や資源ごみの再利用など、日常なにげなく出されて捨てられるごみに対して再認識を働きかけた結果、「省資源・省エネルギー」という社会意識の向上とも相まって、昭和52年を境に急激な増加を続けてきたごみもその落ち着きをみるようになりました。

昭和54年4月、新しい焼却炉が稼動を始め、従来一部埋立処理されていた可燃ごみを焼却処理することにより、その処理割合は昭和54年度で半々に、昭和57年度では焼却量が埋立量のほぼ2倍となりました。一方、各町単位で資源ごみ回収推進の指導を強化して減量化及びリサイクル運動の普及に努めたことにより、増加を続けた焼却処理量が昭和58年度では減少を見ることになりました。

さらに、昭和60・61年度の生ごみ堆肥化促進器具購入に対する補助制度で減量化が促進される一方、昭和61年の円高による有価物価格の低下等により、資源ごみの回収量が減少し、再びごみ量の増加傾向があらわれました。この対策として昭和62年度より、資源ごみ回収事業推進報償金交付制度を設け、登録団体のごみ回収量に対し報償金を交付しています。

平成に入ると、不燃ごみの埋立処分量はほぼ横ばいになりましたが可燃ごみの焼却処理量は増加を続けました。そこで、ごみの減量化を推し進めるため、平成5年度に安城市ごみ減量化検討委員会が設置され、様々な対応策が検討されました。翌年度に検討委員会よりごみ減量化の提言を受けることに相前後して、ごみ減量化の実現に向け、平成5年度より生ごみたい肥化促進に関する補助金制度を再開し、平成7年度からは、電気式生ごみ処理機を加えた生ごみ処理機購入補助金制度を設けました。

安城市ごみ減量化検討委員会は、平成8年度に安城市廃棄物対策推進委員会への改組を経て、平成19年度に市長の公約であるごみ減量20％の実現に向けた具体的施策について市民視点での提言を求める市長の諮問を受け、委員定員を9名から12名とする機能強化と合わせ、安城市ごみ減量推進委員会に名称も改めました。

平成19年12月には、10回に及ぶ委員会での活発な協議を経て、ごみ減量20％に関する答申を委員会よりいただき、提言のあった各種施策の実現化を進めてきました。

例えば、平成20年度から資源化の強化策として古紙の資源ごみステーションでの収集を開始し、平成21年度にも古着を収集品目に加え、分別収集の強化をしてきました。また、市民主体のごみ減量の取り組みを促すため、平成20年度から22年度において町内会等で延べ282回ごみ減量分別説明会を実施するなど、ごみ減量に向けた施策として成果を生んでいるものもあります。

その他、生ごみ処理機器の普及を図るため、購入補助金制度の拡充や指定ごみ袋等の仕様を変更し、特に可燃ごみ用の指定袋については容量を少なくする改定を行い、全世帯に向けて減量意識の喚起を図りました。

その結果、平成22年度末には、平成17年度の資源ごみを除くごみ量に比べ、1人1日あたり21.4%（家庭系ごみ17.3%、事業系のごみ30.0%）減量することができました。

平成23年度からは、新たにごみ減量30%を目標として、更なるごみ減量に取り組んできました。平成24年度に生ごみ処理の促進のため補助上限額の増額や平成25年度末に資源ごみの一括持ち込みが可能な総合リサイクルステーション（エコらんど）を新設し、分別の促進及び乾燥生ごみ交換事業の拡大をし、減量の促進を図っています。また、平成26年度に事業系一般廃棄物の環境クリーンセンターへの搬入について、搬入物検査を強化し産業廃棄物の混入防止及び古紙の再資源化を図りました。平成27年度からは、市民協働による市民と行政が協力したごみ減量及び再資源化の推進を図っており、令和7年度末の減量率は平成22年度末を上回る24.4%となっています。

一方、廃棄物等の資源循環と他の環境施策との連携の重要性が高まっていることから、環境全般に関する施策についてより多角的かつ高度な審議を行うとともに、審議の効率化を図るため、令和7年10月にごみ減量推進委員会を環境審議会に統合しました。

施設整備の状況に目を移すと、平成9年3月から稼動のごみ焼却施設の老朽化に対応するため、平成23年度に作成した長寿命化計画に基づき平成24年から3か年事業で基幹的設備の改良工事を実施し、その後施設全体の計画的な整備を行っています。さらに、現施設を少しでも長い期間供用するため、平成30年度に精密点検を実施しました。令和元～2年度にかけて策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」において、再度の基幹的設備改良工事により、さらなる延命化を図ることを方針として定めました。令和6年6月に、施設整備の基本方針や、具体的な工事内容をまとめた「ごみ焼却施設整備基本計画」を策定しました。その後、安城市PPP事業審議会の答申を経て、令和8年2月に基幹的設備改良工事を実施する事業者を決定し、令和8年5月に契約を締結しました。令和8年度から令和12年度の5年間で令和32年度末までの施設の延命化と機能強化を目的とした、基幹的設備改良工事を実施する予定です。

平成10年7月に不燃ごみや粗大ごみを処理するリサイクルプラザが完成し、不燃ごみ・粗大ごみは破砕処理後、鉄・アルミ・可燃残さ・不燃残さに分別し、再資源化可能な金属類や硬質プラスチックを売却すると共に、粗大ごみとして搬入されたごみから、小型家電等を分別して売却することで、埋立処分場の延命化を図っています。リサイクルプラザの稼働から20年以上が経過したことから、令和5年3月にリサイクルプラザを含めた周辺のごみ処理関連施設の再整備の方向性をまとめた「安城市不燃ごみ破砕処理施設等整備基本計画」を策定しました。

山間部のない安城市では埋立処分場の設置は容易でなく、逼迫する埋立処分場確保のため、平成16年度末から平成20年度までかけて、現在使われている榎前町宮下地区処分場の再生事業を行い、32,900㎥の埋立容量を確保しました。

し尿はその一部が従来農地に還元されていましたが、工業の発達や衛生観念の移り変わり、さらに人口増加により昭和40年代後半までは増加したものの、昭和50年度以降は、浄化槽の広範な普及により、し尿収集量は減少傾向にあり、令和7年度では全体処理量のうちし尿割合が4.3%、浄化槽汚泥・農集排汚泥の処理割合が95.7%となっています。

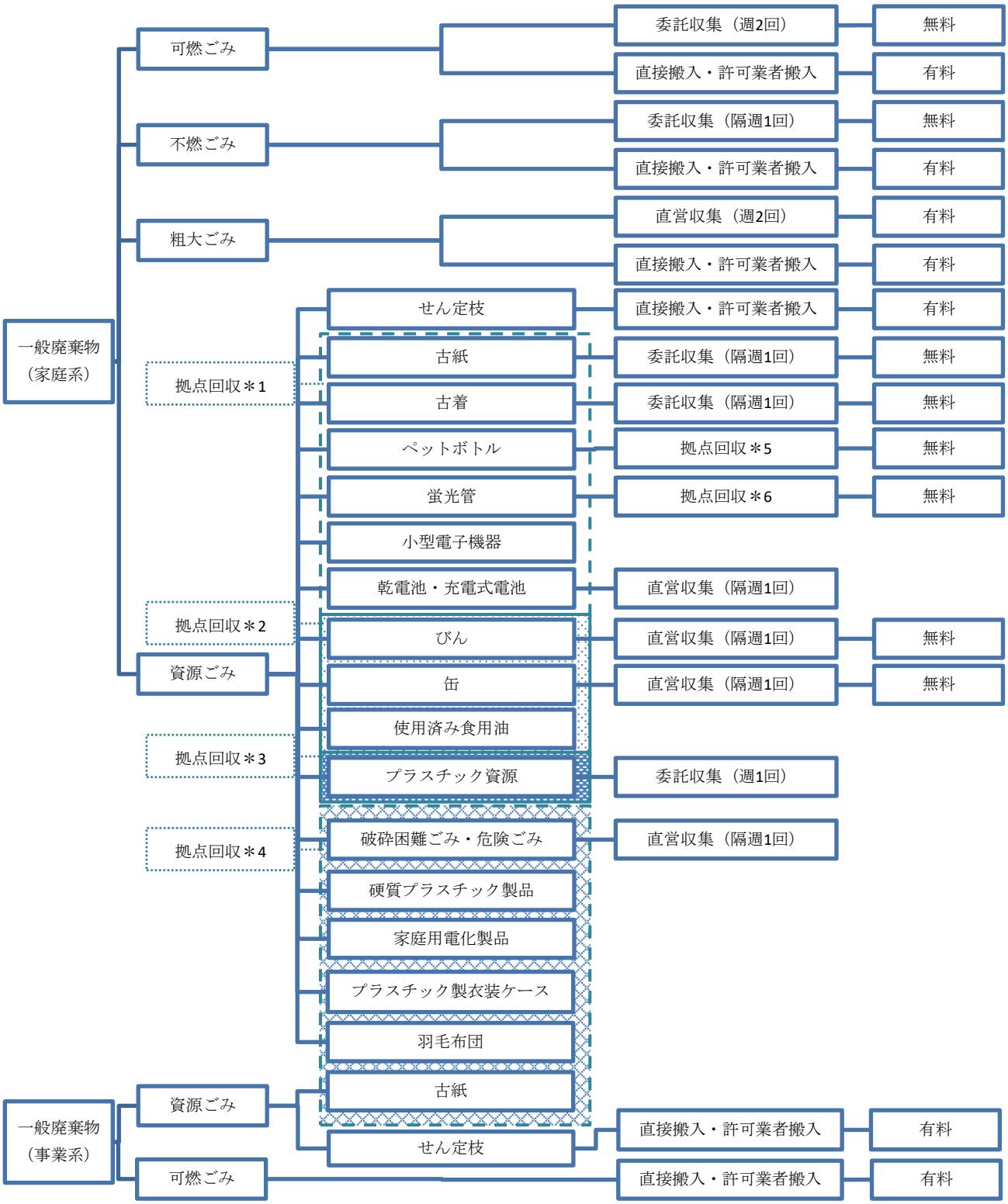
一方、平成5年度から新たに公共下水道が一部の地区で供用開始となり、以後も順次供用

開始区域を拡大しており、さらには平成11年度から農業集落排水機場が使用開始され、し尿処理施設への搬入量が、し尿・浄化槽汚泥ともに減少しております。

また、施設の老朽化への対応と施設運営の効率化を図るため、現施設を下水道放流施設に改造し延命化するとともに、汚泥等の資源化を行う汚泥再生処理センターへ改造するために、平成25年度にし尿処理施設基本計画を策定し、平成27年6月より2か年事業で改修整備工事を実施しました。資源化された汚泥等は、ごみ焼却施設の助燃剤として活用しています。

６　ごみ収集・処理

（１） 処理体系



＊1 リサイクルステーション　＊2 エコらんど、中部リサイクルステーション

＊3 エコらんど、篠目リサイクルステーション　＊4 エコらんど

＊5 小中学校、町内会、スーパー等　＊6 家電販売店等

（２）ごみ受入量　　（単位：t）

区分＼年度	3	4	5	6	7
可燃ごみ（し尿汚泥を含む）	51,527	51,575	49,204	49,671	48,913
不燃ごみ	977	929	844	760	756
プラスチック製容器包装（プラスチック資源）※	1,288	1,300	1,307	1,457	1,439
粗大ごみ（家具等）	2,769	2,641	2,457	2,466	2,500
資源ごみ（びん･缶･ペットボトル）	2,164	2,135	2,010	1,941	1,839
乾電池・蛍光管	62	63	65	59	51
せん定枝	1,929	2,052	1,940	2,193	2,172
その他（残土･汚泥等）	0	0	0	0	0
計	60,716	60,694	57,827	58,547	57,670

※令和６年１月からプラスチック資源一括回収を開始

（３）ごみ処理量　　（単位：t）

区分＼年度			3	4	5	6	7
可燃ごみ	焼却処理量（焼却炉投入量）		50,441	50,344	47,498	48,187	47,231
	焼却灰発生量		6,432	6,629	6,196	6,445	6,190
	埋立処理	グリーンフィル小坂	399	398	396	497	496
		三重中央開発	－	－	－	284	236
		南都興産	－	－	－	283	293
		愛知臨海環境整備センター	3,659	3,861	3,423	2,968	2,774
	再資源化処理	溶解焼却灰（スラグ発生量）	192 (100)	553 (307)	589 (266)	591 (297)	590 (369)
		セメント原料化	2,182	1,817	1,788	1,822	1,802
不燃ごみ	不燃残さ発生量		540	581	451	471	503
	埋立処理	榎前町一般廃棄物最終処分場	540	581	451	471	503

（4）資源ごみ回収量

ア　ごみステーション・拠点回収（回収量）　（単位：t）

年度	ステーション回収及び直接搬入			ステーション回収		拠点回収	計
	びん	缶	プラ容器包装(プラ資源)	古紙	古着	ペットボトル※	
3	1,270	411	1,288	1,095	76	483（16）	4,623
4	1,240	397	1,300	1,032	74	498（19）	4,541
5	1,173	379	1,307	924	69	458（16）	4,310
6	1,147	344	1,457	890	68	450（16）	4,352
7	1,054	335	1,439	879	64	451(14)	4,222

※（　）内は回収量の内の幼稚園・保育園・小中学校の回収量
業者へ圧縮処理せず引渡した分（丸ボトル）を含む

イ　リサイクルステーション回収（回収量）　（単位：t）

年度	ダンボール	新聞紙	雑誌･雑がみ	牛乳パック	シュレッダー処理紙	古着	計
3	665	630	971	13	13	411	2,702
4	628	580	908	13	13	377	2,519
5	616	535	885	13	13	365	2,427
6	614	504	866	12	13	361	2,370
7	620	498	802	12	12	338	2,282

ウ　集団資源回収（回収量）　（単位：t）

年度	びん	缶	古紙	古着	ペットボトル	計
3	1	17	1,708	44	0	1,769
4	1	17	1,645	41	0	1,705
5	0	15	1,412	35	0	1,462
6	0	13	1,274	31	0	1,318
7	0	10	1,094	26	0	1,130

エ　破砕有価物（搬出量）　（単位：t）

年度	鉄類	アルミ
3	686	31
4	646	24
5	588	24
6	594	24
7	610	31

オ　小型家電（排出量）　　（単位：t）

年度	高品位	低品位	計
3	32	170	202
4	29	140	169
5	24	135	159
6	28	148	176
7	26	135	161

カ　資源ごみ回収量の合計　　（単位：t）

区分＼年度		3	4	5	6	7
可燃	古紙	5,095	4,819	4,399	4,173	3,917
	古着	531	492	469	460	428
	プラ容器包装（プラ資源）	1,288	1,300	1,307	1,457	1,439
	ペットボトル	483	498	458	450	451
	計	7,397	7,109	6,633	6,540	6,235
不燃	びん	1,271	1,241	1,173	1,147	1,054
	缶	428	414	394	357	345
	鉄類	686	646	588	594	610
	アルミ	31	24	24	24	31
	小型家電※	202	169	159	176	161
	計	2,618	2,494	2,338	2,298	2,201
合　計		10,015	9,603	8,971	8,838	8,615

※リサイクルプラザでピックアップ分別したものを含む

（5）せん定枝処理量　　（単位：t）

年　度	3	4	5	6	7
総搬入量	1,929	2,052	1,940	2,193	2,171
たい肥化処理量	1,070	1,130	1,246	1,083	992
搬出たい肥量	832	782	817	723	794

（6）粗大ごみ収集件数と個数

年　度	3	4	5	6	7
収集件数（件）	2,355	2,366	2,512	2,563	2,570
収集個数（個）	3,898	4,076	4,501	4,320	4,589

（７）乾電池回収量　（単位：kg）

年　度	3	4	5	6	7
回収量	48,790	49,650	55,730	48,940	44,650

（８）蛍光管回収量　（単位：kg）

年　度	3	4	5	6	7
回収量	13,120	12,760	9,460	9,990	5,870

（９）生ごみ処理機器購入補助基数　（単位：基）

年　度	3	4	5	6	7
処理機	49	55	128	176	180
処理容器	47	34	43	38	42
計	96	89	171	214	222

（１０）再生補修家具等の販売数と販売金額

年　度	3	4	5	6	7
販売数　（件）	113	379	140	144	151
販売金額（円）	110,700	154,600	141,400	155,000	120,000

※令和2年度8月までで補修作業を終了、12月からリユース品入札に販売方法を変更

※令和4年度は市制施行70周年事業としてリサイクルフェアを開催し、即売会を実施

（１１）犬・猫等の死体回収件数　（単位：匹）

年　度	3	4	5	6	7
死体処理数	340	346	326	266	216

（１２）環境クリーンセンター発電量　（単位:kWh）

年　度	3	4	5	6	7
発　電　量	14,140,910	13,995,400	13,853,490	13,845,280	13,770,650

（１３）ごみ収集運搬委託状況（令和８年４月１日現在）

（単位：人）

名称	人員	計
三協商事株式会社	10	40
東邦清掃株式会社	10	
アンジョウユニティ株式会社	12	
愛知県古紙協同組合	8	

（１４）令和７年度ごみの総排出量と資源化量

（単位：ｔ）

ごみ総排出量		
可燃ごみ		44,452
不燃ごみ		756
粗大ごみ		2,500
資源ごみ	びん	1,054
	缶	339
	プラスチック製容器包装（プラスチック資源）	1,439
	古紙	3,409
	古着	454
	ペットボトル	465
	蛍光管	6
	乾電池	45
	小型家電（エコらんど）	13
	硬質プラスチック製品	7
	衣装ケース	13
	羽毛布団	1
	使用済み食用油	2
	せん定枝	2,171
集団資源回収		1,130
合計		58,256

（単位：ｔ）

資源化量	
業者引取	7,693
セメント化	1,802
スラグ化	418
たい肥	794
破砕品（チップ）	11
丸太	205
リユース品入札販売	10
集団資源回収	1,130
合計	12,063

（１５）過去５年間のごみ総排出量等

年　度	3	4	5	6	7
ごみ総排出量（ｔ）	62,493	62,234	59,524	59,210	58,256
資源化量（ｔ）	13,345	12,650	12,264	12,177	12,063
リサイクル率（%）	21.35	20.33	20.60	20.57	20.71
１人１日当たりのごみ排出量（ｇ）	903.30	902.14	862.98	863.48	850.73
総人口（人）※	189,543	188,999	188,456	187,867	187,609

※10 月 1 日現在

7　し尿等収集・処理

（１）し尿等処理量　　（単位：kℓ）

区分／年度	し尿	浄化槽汚泥	農集排汚泥	計
3	1,467	29459	841	31,767
4	1,410	27,650	781	29,841
5	1,477	27,459	786	29,722
6	1,399	27,700	806	29,905
7	1,250	27,034	804	29,088

（２）し尿収集及び浄化槽清掃許可業者（令和８年７月１日現在）

業　者　名	本　社　住　所	電話番号	許可開始年月
アンジョウユニティ㈱	安城市福釜町大洲1-1	(0566)92-6100	平成16年2月
東邦清掃㈱	安城市石井町石原55-1	(0566)92-1605	昭和48年5月
三協商事㈱	海部郡大治町大字西條字笠見立53-1	(052)442-3091	昭和61年4月

８　一般廃棄物処理許可業者

（１）収集運搬業（令和８年７月１日現在）

業　者　名	本　社　住　所	電　話　番　号
愛協産業（株）	大府市共栄町7丁目1-1	(0562)48-5531
（有）あいち商會	西尾市中畑町神明前5-3	(0563)59-0505
（株）アシタ	碧南市新道町1丁目15	(0566)42-5577
（資）東屋酒店	安城市明治本町12-18	(0566)76-3463
（有）渥美商会	安城市古井町東川25	(0566)77-0553
（株）アンコム	安城市福釜町尾山14	(0566)92-4060
(公社)安城市シルバー人材センター	安城市赤松町大北78-1	(0566)76-1415
アンジョウユニティ（株）	安城市福釜町大洲1-1	(0566)92-6100
（株）岩田清掃	瀬戸市山の田町43-303	(0561)21-0006
（有）エリアサービス	岡崎市真宮町3-16	(0564)54-1234
（株）大久保東海	岡崎市宮地町字北浦33	(0564)55-8365
オオブユニティ（株）	大府市北崎町駒場88	(0562)47-0535
岡崎リサイクルセンター（株）	岡崎市真宮町2番地6	(0564)52-7200
（株）カネウミ	豊田市丸山町4丁目7番地1	(0565)27-8749
（有）河口商店	岡崎市伊賀町7丁目117	(0564)24-1374
（株）キトー	安城市上条町根崎39番地3	(0566)77-7373
（有）ケイエスカンパニー	岡崎市石神町2番10	(0564)24-6962
サンエイ（株）	刈谷市桜町3丁目3番地	(0566)21-4301
三協商事（株）	海部郡大治町大字西條字笠見立53-1	(052)442-3091
（有）常楽	安城市古井町十王堂29	(0566)76-4046
（株）シンワサービス	安城市高棚町井荒井122番地	(0566)92-5592
（株）想珠	安城市錦町3番2号	(0566)74-9696
（有）千上商店	安城市城ケ入町団戸100番地1	(0566)92-4478
知立衛生（株）	知立市山屋敷町見社21番地	(0566)81-1426
ディリー（株）	安城市二本木町東切替63番地	(0566)74-1210
（有）東海美化	岡崎市下青野町字太田川原3-2	(0564)57-7211
東邦清掃（株）	安城市石井町石原55-1	(0566)92-1605
（株）トーアクリーン	安城市根崎町東新切2-2	(0566)92-7770
トーエイ（株）	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	(0562)83-3880
（有）新實商店	岡崎市矢作町字高縄手1番地	(0564)31-4971
ニチモウ商事（株）	岡崎市橋目町字割塚30番地	(0564)32-1564
（株）ハヤブサ環境サービス	岡崎市在家町字向前田37番	(0564)54-2123
（株）日邦	岡崎市欠町字清水田20番地14	(0564)25-3292

（株）ビソー環境	蒲郡市浜町80番地	(0533)69-8110
ヒラテ産業（有）	刈谷市大正町6丁目203番地	(0566)21-1456
（株）朋栄社	碧南市相生町2丁目115番地	(0566)48-2888
ホーメックス（株）	豊田市松ヶ枝町3丁目30番地	(0565)33-2468
（株）リスペクト	安城市百石町1丁目6番地14 COZYⅡ-2	(0566)70-7308
（株）和愛グループ	小牧市小木東2丁目113	(0568)65-8003
（有）若商	安城市高棚町新池87	(0566)92-4320
（有）ヤマス商社	安城市根崎町北根58-1	(0566)92-0741

（２）処分業（令和８年７月１日現在）

業　者　名	本　社　住　所	電話番号
（株）アンコム	安城市福釜町尾山14	(0566)92-4060
（株）キトー	安城市上条町根崎39番地3	(0566)77-7373
（株）トーアクリーン	安城市根崎町東新切2-2	(0566)92-7770
三河代用燃料（有）	安城市和泉町北大木6-3	(0566)92-1960

９　予算

（１）清掃事業費（歳出）の推移　　（単位：円）

年　度	6	7	8
ア　当初予算額	4,176,555,000	4,056,827,000	4,478,056,000
イ　決算額	3,825,376,622	3,892,141,499	
清掃総務費	696,264,547	724,355,638	
塵芥処理費	1,431,370,691	1,464,278,473	
環境クリーンセンター費	1,697,741,384	1,703,507,388	
ウ　１人当たりの清掃事業費	20,362	20,746	
エ　１世帯当たりの清掃事業費	48,002	48,223	
オ　一般会計に占める清掃事業費の割合	4.8%	4.4%	

（２）令和８年度当初予算（歳出）

ア　一般会計　　85,780,000千円

イ　清掃事業費　　4,478,056千円

ウ　一般会計に占める清掃事業費の割合　　5.2%

（３）令和８年度当初予算における清掃事業費内訳

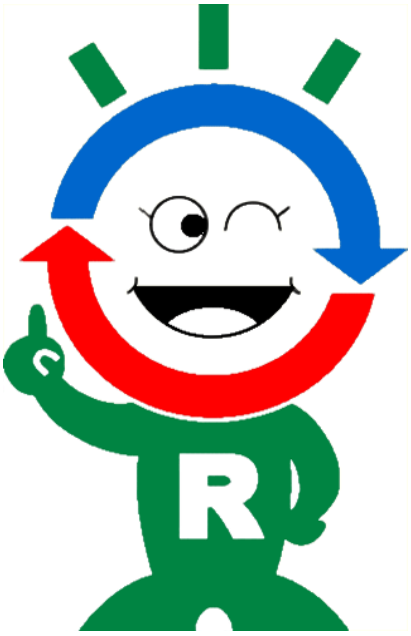
ア　歳入　　（単位：千円）

項	本　年　度	前　年　度	増　減　額
使用料・手数料	269,647	162,286	107,361
国庫補助金	22,482	3,888	18,594
財産運用収入	39,876	14,679	25,197
繰入金	0	0	0
雑入（電力売却料等）	288,488	286,504	1,984
計	620,493	467,357	153,136

イ　歳出　　（単位：千円）

目	本　年　度	前　年　度	増　減　額
5　清掃総務費	771,885	721,947	49,938
10　塵芥処理費	1,514,990	1,471,063	43,927
15　環境クリーンセンター費	2,191,181	1,863,817	327,364
計	4,478,056	4,056,827	421,229

安城市リサイクル推進
マスコットキャラクター



リサイくるん

ごみ減量やリサイクルを市民ぐるみで推進していくため、リサイクル推進をテーマとした親しみやすいシンボルキャラクターを募集し平成10年に決定したキャラクターです。

安城市清掃事業概要

編集　安城市環境部ごみ資源循環課

令和８年７月

古紙を含んだ再生紙を使用しています

不要になったら、リサイクルへ
雑誌として出してください。